

奈良県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

- 一 解除に係る保安林の所在場所 吉野郡黒滝村大字寺戸六一二―一、六一二―二、六一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 火災の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県環境森林部森林環境課及び南部農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）